

医療廃棄物(感染性廃棄物・非感染性廃棄物)の収集・運搬及び処分業務委託仕様書

- ①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令を遵守し、沖縄県立中部病院（以下「甲」という。）が排出する医療廃棄物について、受託者（以下「乙」という。）は適正な管理を行い、円滑に収集・運搬及び処分業務を実施すること。
- ②収集は週3回（火、木、土）とし、甲が指定した集積場所から運搬するものとする。
尚、収集については、午前8時～午後5時までにを行うことを原則とするが、
廃棄物の発生量が多く、梱包容器等が集積場所に収集しきれないとき等は、随時、
甲の指示により処理すること。
- ③収集の際は、取り残しのないように完全に処理すること。
- ④収集車の甲構内乗り入れについては、事故防止に留意すること。
- ⑤胎盤は感染性医療廃棄物の取扱とし、甲が指定した場所から運搬するものとする。
- ⑥ホルマリン漬けの検体及び離島診療所から排出する検査溶液等の処理も含む。
- ⑦甲及び乙は、電子マニフェストシステムを利用するものとする。
- ⑧排出予定数量はあくまでも見込みであり、実際の排出数量は増減する可能性がある。
排出数量が増減した場合の契約単価への補償等は一切行わないものとする。
- ⑨沖縄本島内に本社、支社、支店、営業所等を有していること。
- ⑩沖縄県による産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物
収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けており、感染性産業廃
棄物の収集・運搬及び処分が可能であること。
- ⑪本仕様書に定めのない事項は、甲・乙協議して決定するものとする。

【契約期間】令和7年10月1日～令和9年9月30日(2年間)

【予定数量】感染性医療廃棄物:260,000 kg、非感染性医療廃棄物:180,000 kg

【収集運搬】312回【収集】週3回(火、木、土)